

県営住宅の
'おたより、

NEW

らいいふ

みんなで協力

明るい生活

第10号

重要

収入申告書の提出をお忘れなく！

毎年7月に提出をお願いしている収入申告書は、住宅の家賃決定に関わる重要な書類です。未提出の場合は、下記の状況となってしまいます。

- ★翌年4月からの家賃が近傍同種(周辺の民営住宅と同水準)に！
- ★減免を受けている方は9月以降の家賃が減免無の金額に！



他の申請や届出の際に影響が生じる場合もありますので、必ずご提出ください。

ご不明な点等は県営住宅業務課までご連絡ください。 県営住宅業務課 TEL:029(226)3603

動物の飼育は禁止！



苦情例

県営住宅では**動物の飼育は禁止**されています。当センターには多くの苦情が寄せられており、近隣の住人とのトラブルへ発展することも懸念されます。住人全員がルールを守って、快適にお住まいいただける県営住宅にしましょう。

- ※飼育している方は早急に預け先や里親をお探してください。
- 動物の命を大切に、捨てるなどの行為はおやめください。

- ・鳴き声
- ・敷地内の糞
- ・におい
- ・野良猫等の餌付け 等

♪音のマナー♪



集合住宅で一番問題になりがちなのが**音の問題**です。特に小さいお子様のいるご家庭では走り回る足音や泣き声は気になるものです。このような問題の解決・予防に最も効果的なのは**周囲との良い人間関係**です。顔を合わせたら挨拶をしたり言葉を交わすなど、見過ごしがちな小さな気遣いは、相手の気持ちや立場を察する良い関係につながります。日頃から心掛けていきましょう。

《特にご注意ください！》

- ◆話し声・子供の足音
⇒騒音対策グッズなどで予防を
- ◆洗濯機・掃除機の使用
⇒使用時間帯にご注意
- ◆TV・オーディオの音量
⇒ボリュームを抑え気味に
- ◆ドアやふすまの開閉
⇒できるかぎりやさしく

迷惑駐車厳禁

※駐車ルールを守ってご利用ください。

団地内及び周辺道路

- 歩行者出入口・車いす用スロープ近辺
- ゴミ集積所近辺
…**事故の危険増加**や**収集業務の邪魔**に！
- 非常階段近辺・団地内通路
…**緊急時の避難・救助活動の障害**に！



近隣住民の方へ多大な迷惑がかかります！

団地用駐車場

- ★各自契約駐車場をご利用ください。**無断駐車**への苦情が多く寄せられます。親族の方や友人等が訪問する際には、他人の駐車場を使わないよう十分ご注意ください。



支え合いで住みやすい地域社会実現へ

「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」が平成27年4月1日より、施行されました。

差別を解消するための基本理念を定め、障害の有無によって分け隔てられることなく誰もが個人の尊厳及び権利が尊重され、住みなれた地域で社会を構成する一員として共に歩み幸せに暮らすことができる社会の実現を目指したものです。皆様のご理解とご協力を宜しくお願い致します。



★障害者への差別を行ってはなりません。

★役割として、次のことに努めなければなりません。

- ・ 障害のある人が、地域の一員としてさまざまな活動に参加できるよう、支援すること。
- ・ 障害についての理解を深め、差別を解消すること。
- ・ 障害のある人等が、周囲に気兼ねなく支援を求められる社会環境を実現すること。



※差別等を受けた障害者やその家族等が、その差別を解消するための専門の相談窓口



【障害者差別相談室】 茨城県総合福祉会館2階(水戸市千波町1918)
TEL:029-246-6049 FAX:029-246-6048 9:00~16:00(年末年始、土日祝日を除く)

高齢者に安心な公営住宅へ

当センターでは75歳以上の単身入居者の方に週1回電話をおかけする「安心コール」を実施しております。

また、近隣にお住まいの方にも普段から目配りをしていただき、安心して高齢者が住める環境づくりにご協力ください。



毎週木曜日
14:00~16:00

自治会活動

平素より、ご多忙のところ各団地の管理にご協力いただき誠にありがとうございます。今後の活動で下記の点にご注意ください。

《清掃・草刈》

★日中の作業時には体調に十分注意してください。特に高齢者の方が多い自治会では、「熱中症」にならないようこまめな水分補給や休憩を適度にとって予防してください。暑い時間帯は避けて早朝や夕方への時間調整も有効です。

★機械や刃物等を使用することもありますので、怪我にご注意ください。また、電動草刈り機などを使用する場合は、小石が強い勢いで飛ぶこともありますので、**個人の所有物(車など)の破損にご注意**ください。※**保険**に入っておくともしもの時に役に立ちます。



※保険とは？

団地の自治会などの活動での怪我や事故によって**賠償責任などが発生した場合に適用される任意保険**です。詳細は取り扱っている損保代理店等にご確認ください。

一般財団法人茨城県住宅管理センター 〒310-0062 水戸市大町3-4-36大町ビル2F

入居中のご相談窓口	〈県営住宅業務課〉	029(226)3603 FAX 029(227)0368
入居申込み窓口	〈県営住宅業務課〉	029(226)3350 FAX 029(227)0368
室内等修繕、退去、 車庫証明発行窓口	〈県営住宅工務課〉	029(226)3300
	〈総務課〉	029(291)3367

県西地区・県南地区に
お住まいの方は **つくば支所**へ

〒305-0034 つくば市小野崎260-1
ヒロサワつくばビル1F
電話 029(853)1370
FAX 029(879)7701

一般財団法人茨城県住宅管理センターホームページ ⇒ <http://www.ijkc.jp>